



あけましておめでとうございます

本年もどうぞよろしくお祈りします

人間力を見直そう!

税理士 長沼 隆弘



さあ、2006年の幕開けです。

昨年は阪神タイガースがリーグ優勝を勝ち取りながら、日本シリーズで惨敗という結果に陥りました。リーグ優勝を決めたメンバーと何も変わらないのに...。勢いの大切さを見せ付けられた感じがします。

さて、数々のお客様が新陳代謝を遂げ、業績を上向きに修正されているように感じます。「やれる」と思えるか、「無理だ」となるか。「やれる」の後には「よしっ、やろう」と言う行動がついてきます。やった後には、何か得るものがあります。成功すれば万々歳ですし、失敗も肥やしになると言います。やっている最中に間違いに気付く事もあるかもしれません。とにかく、何もせずジッとしているより踏み出す必要があるように思います。

若さからくる無鉄砲な考え方でしょうか?ただ、第三者(気持ちは当事者ですが)として数字を見させていただいていると、何らかの動きをされている企業が数字も元気がいいようです。常に何か新しいもの、新しい考え方を探しながら動いておかないといけないんだあと勉強させられます。

表題から話がそれましたが、企業を動かしているのは人であることは、皆さんご承知のとおりです。同じ思い同じ気持ちを持って立ち向かえるそんな企業であればいいと思います。そんな中、「会議」について書かれたものがありましたので、下記にまとめてもらいました。是非、参考に会議を重ねてみていただければ幸いです。

会議を変える処方箋 (石川 邦彦)

どのような組織でも会議は行われていると思います。しかし、その会議を十分生かしているかといふとなかなか難しいのではないのでしょうか。ここでは、会議を生かすための処方箋を紹介したいと思います。

(参考:大橋禪太郎「すごい会議」)

ダラダラと時間だけが過ぎていく

会議の目的と開始・終了時刻をはっきりさせましょう。目的は「売上を増やす」ではなく「売上の5%アップ」というように明確にしましょう。また、会議の意志決定者自らが終了時刻を厳守することにより、参加者に会議で決められた事項を守る意識を徹底できます

なかなか意見が出てこない

当事者が自分の担当分野にだけ責任を負っていませんか。それぞれが、目標に対して100%の責任を負ってれば、責任の押し付け合いもなく意見も出てくるようになります。

決まったことが実行されない

会議をやりっぱなしにしていますか。会議終了後に、「誰が、何を、いつまでに」行うかを書類で作成し、現在の進行状況を記入していけば、実行に移されるでしょう。

会議じゃなくて責任追及会になってしまう

「なぜ~できないんだ」という言葉を「どうしたら~できるか」に置き換えてみてください。そうすれば、問題解決の具体案が出てくるでしょう。

反対意見ばかり言う人、後で不満を言う人がいる

会議における最終意志決定者は誰かをはっきりさせる必要があります。そして、その決定者が出した結論には、持論と異なっても100%サポートする約束を参加者間で事前にすることが重要です。



小規模企業共済制度に加入しませんか?

小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば**経営者の退職金制度**といえるものです。

共済金は、退職所得扱い(一括受取り)または公的年金等の雑所得扱い(分割受取り)。

65歳以上で15年加入なら、事業継続中・役員在任中でも共済金をもらえる。(かつ再加入も可能)

税制面でも掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税所得から控除できるという大きなメリットがあります。

(1年以内の前納掛金も同様です。)



(森 安志)

年金制度の改正

- 在職老齢年金制度が70歳以上にも適用 -
(平成19年4月より)

現在、65~69歳で働いており、一ヶ月にもらう給与の額と老齢厚生年金の合計額が48万円を超えていると、その48万円を超える部分の2分の1が支給停止になります。

(例)月額:給与40万円、年金10万円の場合
 $40 + 10 - 48 = 2$ $2 \times 1/2 = 1$
年金月額が10 - 1 = 9万円になる

一方、70歳以上で働いて収入を得ている人はこの制限を受けることなく、年金を全額支給されていました。

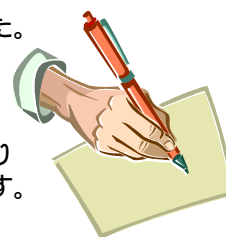
しかし、今回の改正により、70歳以上の老齢厚生年金の被保険者も、65~69歳の被保険者と同様に、年金を含め高額の所得がある場合に支給調整(老齢厚生年金の全部または一部の支給停止)されることとなります。ただし、この場合でも、老齢基礎年金は減額されることなく全額受給となります。

(森 安志)

平成17年申告に向けて

- 昨年と変わった点 -

1. 老年者控除の廃止 50万円
所得者本人が年齢65歳以上でかつ合計所得が1,000万円以下
2. 国民年金料等の社会保険料控除
証明書類の添付が必要となりました。
3. 青色申告特別控除
55万円 65万円
65万円と10万円の2種類となり
簡易な帳簿での控除が廃止されます。
4. 18年以降の所得税について
所得税率減税 控除率20% 10%
控除限度額 25万円 12.5万円
5. 源泉徴収税額表は18年1月より変わります
定率減税の引き下げにともない税額表が変わることになりました。
税務署から送付されました年末調整の資料に同封されております。

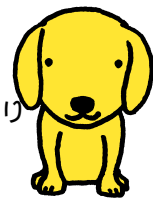


(山本 誠一)

編集後記

平成17年を振り返れば、悲しい出来事は、JR西日本の脱線事故(尼崎)が思い出され、嬉しい出来事は、紀宮清子様のご成婚がありました。

平成18年1月から源泉所得税の見直しがあり、厳しいスタートとなりますが、元気なわんこを見ただけで、ホッと、笑いがこぼれる年になればいいと思います。今回は、業務3課がお届けしました。



(吉本千恵子)